

## 完成検査申請

### 1 完成検査

- (1) 完成検査は、製造所等が許可のとおり完成していることを確認し、製造所等の使用禁止を解除するものです。したがって、完成した製造所等が許可した内容と異なっている場合は、法第10条第4項の技術上の基準に適合していたとしても不合格となります。
- (2) 変更許可に係る完成検査は、変更部分のみでなく製造所等全体が技術上の基準に適合していなければ合格とはなりません。変更許可に伴う変更工事に係る部分以外の部分については、最新の完成検査で合格し、立入検査または事前調査等により、適正に維持管理されていることが判明していれば、完成検査前に詳細な確認の必要はありません。

### 2 中間検査の実施

中間検査は、完成検査の一環として行うものであり、完成検査時には工事の工程確認ができなくなる部分（埋設配管、配筋等）の施工状況について実施するものです。施工記録写真等の提出により省略する場合がありますので、設置場所を管轄する消防署（分署）の予防係と調整をお願いします。

### 3 完成検査の手数料

- (1) 設置許可後、変更許可申請がされ、この変更許可後の完成検査申請の場合は、設置の完成検査の手数料となります。
- (2) 完成検査が不合格となり、再度完成検査申請がなされた場合、新たに完成検査の手数料が必要となります。

### 4 複数の変更工事に伴う完成検査の手続き

一の製造所等において複数の部分で変更工事が同時期に行われる場合は、一部分の工事終了段階において工事を終了した部分の完成検査を行い、完成検査に合格した部分については、仮使用承認を申請することができます。

### 5 完成検査済証の交付

製造所等の関係者は、完成検査済証の交付を受けて、初めて製造所等を使用することができます。完成検査済証は、検査当日のうちに発行できるように努めています。

## 6 製造所等に必要な各種届出等との関係

完成検査済証の交付により、製造所等の使用禁止が解除されることとなりますが、予防規程の認可、危険物保安監督者の選解任届等の必要な手続きは、製造所等の使用を開始するまでに完了するようにしてください。